証券コード　3032
2024年６月12日

株　主　各　位

埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目３番１号
株式会社　ゴルフ・ドゥ
代表取締役社長　佐　久　間　功

第37期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社は第37期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、どちらかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】　https://www.golfdo.co.jp/ir/meeting/

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「第37期 定時株主総会」を選択して、ご確認ください。）

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】　https://d.sokai.jp/3032/teiji/

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年６月26日（水曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

［書面（郵送）による議決権行使の場合］

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

［インターネットによる議決権行使の場合］

当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://www.net-vote.com/）にアクセスしていただき、本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙に表示された「ログインＩＤ」及び「パスワード」をご入力のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

なお、スマートフォンをご利用いただいた議決権行使も可能です。

インターネットによる議決権行使の詳細につきましては、本招集ご通知４～５頁をご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2024年６月27日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前９時30分）

２．場　　所　埼玉県さいたま市中央区新都心三丁目２番
ザ マーク グランド ホテル（旧ラフレさいたま）
４Ｆ　THE MARK ROOM（ザ・マークルーム）

３．目的事項

報告事項
１．第37期（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第37期（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）３名選任の件

４．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示が無い場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
(2) 書面（郵送）とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
(3) インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以　上

※　当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
※　電子提供措置事項に修正が生じた場合は、１頁に記載のインターネット上の当社ウェブサイト及び株主総会資料掲載ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
※　本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対してお送りする書面には記載しておりません。
したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
①連結計算書類の連結注記表　②計算書類の個別注記表
※　本総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.golfdo.co.jp/）に掲載させていただきます。
※　本総会は、ご出席いただいた株主様への「お土産」はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の３つの方法がございます。

1 株主総会にご出席いただく場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時	2024年６月27日（木曜日）午前10時
開催場所	埼玉県さいたま市中央区新都心三丁目２番 ザ マーク グランド ホテル（旧ラフレさいたま） ４Ｆ　ザ・マークルーム

2 書面（郵送）で議決権を行使いただく場合



議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、
お早めにご投函ください。

行使期限	2024年６月26日（水曜日）午後５時到着分まで

3 インターネットで議決権を行使いただく場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
スマートフォンをご利用の場合は、ＱＲコードにより直接議決権の行使が可能です。

行使期限	2024年６月26日（水曜日）午後５時まで

詳細は、次頁をご参照ください。

議決権の重複行使の取り扱い

1. 書面(郵送)とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
2. インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。
※株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合があります。
※ＱＲコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使方法について

スマートフォンからの場合

1 議決権行使書用紙右下に記載のＱＲコードを読み取ることで、簡単に議決権行使ができます。



2 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

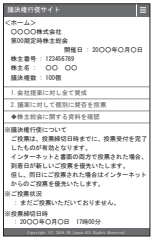

ご注意

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「ログインＩＤ」「パスワード」を入力いただきログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

パソコンからの場合

1 議決権行使ウェブサイト

https://www.net-vote.com/

にアクセスしてください。

2 トップ画面



3 ログイン画面

議決権行使書用紙に記載のログインＩＤ、パスワードをご入力し、「ログイン」を選択してください。



※一部の携帯電話（フィーチャーフォン等）ではご利用いただけませんのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

株式会社アイ・アール ジャパン
証券代行業務部

●電話（専用ダイヤル）
0120−975−960（通話料無料）
〔受付時間〕午前９時 ～ 午後５時（土・日・祝日を除く）

※議決権行使書用紙に記載されているログインＩＤは、本株主総会に限り有効です。

※パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。

※パスワードの再発行をご希望の場合は、上記専用ダイヤルまでご連絡ください。

事　業　報　告

（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

Ⅰ．企業集団の現況

１．当事業年度の事業の状況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、価格転嫁の進展、旺盛な訪日外国人消費、好調な輸出などを背景として、大企業を中心に賃上げの機運が高まり、賃金と物価の連鎖的な上昇によるインフレが緩やかに進行しつつあります。しかしながら、物価高により停滞する個人消費や、中小企業を中心に深刻化する人手不足が経済成長にブレーキをかけかねない状況にもあります。海外においては、中東などの地政学的な緊張、不動産不況による中国経済の停滞、米国の早期利下げ観測後退など、依然として先行きに対する不透明感が残っております。

リユース市場においては、アウトドア（レジャー、スポーツ）など一部のカテゴリーにおいてコロナ禍による特需の反動が見られたものの、物価上昇に対する生活防衛消費、ブランド品などへの訪日外国人消費、輸出など、内外の両需要に支えられ、また、サステナビリティ意識の高まりや市場の成長を受けて、企業価値の向上や新たな顧客層の開拓を求めて製造小売業などの参入が相次いでおり、市場規模は拡大の一途をたどっているものと推測されます。

ゴルフ用品市場においては、新型コロナウイルス感染症の５類移行に伴って他のレジャー関連に支出が向けられたことに加えて、新品クラブの価格上昇と需供バランスの悪化により、秋までは盛り上がりに欠けた状況が続きました。12月になると暖冬を背景に新製品の発売で市場に活気が戻り、１月以降もその傾向が続きました。なお、株式会社矢野経済研究所「ＹＰＳゴルフデータ」によりますと、2024年１月～３月の新品クラブ及びボールなど用品類のカテゴリー合計前年同月比（販売数量ベース・金額ベース）は、１月103.6％・98.9％、２月103.0％・114.5％、３月99.1％・94.0％で、2023年度（2023年４月～2024年３月）の前年度比は、100.0％・99.6％となっております。例年にも増して新製品の発売に左右されたように思われます。

ゴルフ場及び練習場においては、経済産業省「特定サービス産業動態統

計調査」によりますと、2023年度（2023年４月～2024年３月）の利用者数前年度比は、ゴルフ場が97.9%、練習場が92.9%となりました。ゴルフ場は７月、９月、12月、１月が前年同月を上回ったものの、年度合計は前年度を下回ったようです。練習場は前年同月を上回った月が12月と２月のみで、2022年度から２年連続で前年度を下回ったようです。

このような経営環境のなか、当社グループにおいては、「ＥＣ戦略の強化」と「『ゴルフドゥ！』店舗の収益構造改革」に取り組んでまいりました。「ＥＣ戦略の強化」では、第一弾として９月に「ゴルフ ドゥ 中古クラブ楽天市場店」をグランドオープン、第二弾として12月に「メルカリＳｈｏｐｓ」に「ゴルフドゥ！」直営店出店とＥＣにおけるフィールドの拡大を進めました。加えて２月には、オムニチャネル化を見据えた完全新作アプリ「ゴルフドゥ！公式アプリ」のリリースと、ポイントプログラムを一新するとともに「ゴルフドゥ！」全店でポイントを共通化いたしました。「『ゴルフドゥ！』店舗の収益構造改革」では、９月に自社運営のゴルフスクール「ゴルフドゥ！ＳＴＵＤＩＯ レッスン＆フィッティング」をスタートし、収益力の向上を図るため、本格的にサービス需要の取り込みを進めております。また、既存の「ゴルフドゥ！」３店舗（宇都宮鶴田店、グローボ蘇我店、川越店）を前期に立ち上げた新業態「ゴルフドゥ！ＮＥＸＴ」に転換し、業績拡大を図っております。なお、「ゴルフドゥ！ＮＥＸＴグローボ蘇我店」と「ゴルフドゥ！ＮＥＸＴ川越店」は、「ゴルフドゥ！ＳＴＵＤＩＯ レッスン＆フィッティング」を併設しております。費用面については、前連結会計年度と比較し大きく上回っているものとして、広告宣伝費、人件費及び貸倒引当金繰入額があげられます。広告宣伝費は「ＥＣ戦略の強化」に関するもので、人件費はパートタイマーの時給改定と不足する社員に代わる採用増加によるものです。貸倒引当金繰入額については、2023年８月10日に開示した「貸倒引当金繰入額の計上に関するお知らせ」のとおり、当社の売掛債権及び貸付債権に対して引き続き計上となったものです。

直営事業においては、新型コロナウイルス感染症の５類移行に伴った市場環境の変化や夏場の猛暑に加えて、新品クラブ需要に対する供給のバランスが崩れたことにより、「ゴルフドゥ！」直営店は５月中旬から11月まで厳しい状況が続きました。しかしながら、12月以降は新製品の発売により新品クラブ販売を起点に下取りの増加、在庫の増加と品揃えの充実、中古クラブ販売の増加という流れが続き、加えて暖冬の好影響もあり、店頭販売は好調に推移いたしました。さらには、自社サイトの「ゴルフドゥ！

オンラインショップ」に加えて、「ゴルフ ドゥ 中古クラブ楽天市場店」、「メルカリＳｈｏｐｓ」のＥＣ系３サイト体制が、店舗業績を押し上げております。なお、当連結会計年度の同店の売上高前年増減率（当社子会社の運営店舗を含まず）は、全店ベースで1.6％増、既存店ベースで1.3％増となりました。

フランチャイズ事業においては、ゴルフ人気の落ち着きもあり、「ゴルフドゥ！」フランチャイズ店の新規加盟開拓は１年を通して苦戦を強いられるとともに店舗数の減少もあり、ロイヤリティの減収が進みました。なお、新製品動向、ＥＣ系販売、暖冬などによる店舗を取り巻く環境は同直営店と大差なく、12月以降の業績は堅調に推移いたしました。しかしながら、同直営店と比べて在庫量が少ない店舗が多いため、販売先行により販売が増すほどに在庫状況も厳しさが増すというジレンマ的な状況が見え隠れしており、安定した在庫の確保が急務となっております。なお、当連結会計年度の同店の売上高前年増減率（当社子会社の運営店舗を含む）は、全店ベースで5.5％減、既存店ベースで3.4％減となりました。

当連結会計年度における「ゴルフドゥ！」のオープンは新規が１店舗、移転が１店舗であり、2024年３月31日現在の「ゴルフドゥ！」は、直営24店舗、フランチャイズ47店舗（当社子会社の運営店舗を含む）、合計71店舗、チェーン合計の売上高前年増減率は、全店ベース2.3％減、既存店ベース1.2％減となりました。

営業販売事業においては、米国のインフレや円安による輸入品のコスト高の状況に大きな変化はないものの、新製品の発売などにより卸売りの12月～３月の合計売上高及び営業利益は、ともに前年の同期間合計を上回りました。しかしながら、国内ＥＣモールに出店する「ＧＯＬＦ Ｊ－ＷＩＮＧＳ」は、不安定な在庫状況に大きな改善が見られず、１年を通して苦戦が続きました。米国子会社は、業績の回復を図るべく米国内向け小売りへの注力を一層進めております。

アパレル事業においては、４月～12月の合計売上高は前年の同期間合計を上回っていたものの、暖冬の影響により防寒衣料の動きが鈍いことに加えて、春物衣料の納品が遅延傾向にあることから、販売におけるプロパー品（値下げ前または値下げ対象外の品）の比率が低迷したため、当連結会計年度の売上高、営業利益は前連結会計年度を下回りました。しかしながら、黒字は維持いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は売上高57億73百万円（前連結会計年度売上高60億58百万円、前連結会計年度比4.7％減）、営業損失１百万円（前連結会計年度営業利益84百万円）、経常損失37百万円（前連結会計年度経常利益89百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失51百万円（前連結会計年度親会社株主に帰属する当期純利益41百万円）となりました。

当連結会計年度における事業別の業績は、次のとおりであります。

直営事業においては、売上高43億36百万円（前連結会計年度売上高42億72百万円、前連結会計年度比1.5％増）、セグメント利益２億72百万円（前連結会計年度セグメント利益２億82百万円、同3.4％減）となりました。

フランチャイズ事業においては、売上高４億64百万円（前連結会計年度売上高６億22百万円、前連結会計年度比25.4％減）、セグメント利益39百万円（前連結会計年度セグメント利益１億10百万円、同64.3％減）となりました。

営業販売事業においては、売上高10億49百万円（前連結会計年度売上高12億25百万円、前連結会計年度比14.4％減）、セグメント利益11百万円（前連結会計年度セグメント損失10百万円）となりました。

アパレル事業においては、売上高52百万円（前連結会計年度売上高52百万円、前連結会計年度比0.5％減）、セグメント利益0.6百万円（前連結会計年度セグメント利益２百万円、同73.9％減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度は、直営店舗の内外装・設備工事、社内ＯＡ機器取得、新規システム開発などにより総額１億84百万円の設備投資を実行いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中における資金調達は、当社グループの所要資金として金融機関より長期借入金４億60百万円の調達を行いました。その他増資等による資金調達はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

２．直前３事業年度の財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 34 期 （2020年４月～2021年３月）	第 35 期 （2021年４月～2022年３月）	第 36 期 （2022年４月～2023年３月）	第 37 期（当連結会計年度） （2023年４月～2024年３月）
売　上　高（千円）	5,266,364	5,731,039	6,058,108	5,773,318
経　常　利　益（千円）	228,435	248,513	89,660	△37,543
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	138,961	227,860	41,239	△51,155
１株当たり当期純利益（円）	56.92	90.92	16.45	△20.41
総　資　産（千円）	3,088,603	3,362,344	3,291,202	3,373,261
純　資　産（千円）	518,201	789,769	844,254	801,670
１株当たり純資産（円）	204.26	304.12	324.87	308.09

（注）１．記載金額は千円未満を切り捨て、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産は銭未満を四捨五入して表示しております。
２．記載金額頭部の△は損失を示しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 34 期 (2020年4月～2021年3月)	第 35 期 (2021年4月～2022年3月)	第 36 期 (2022年4月～2023年3月)	第 37 期 (当事業年度) (2023年4月～2024年3月)
売　上　高（千円）	4,088,212	4,605,892	4,910,196	4,790,861
経　常　利　益（千円）	210,905	224,156	120,178	△36,095
当 期 純 利 益（千円）	155,370	204,320	74,097	△46,345
1株当たり当期純利益　（円）	63.64	81.53	29.56	△18.49
総　資　産（千円）	2,820,948	3,051,690	3,032,986	3,037,306
純　資　産（千円）	457,977	689,728	753,759	681,833
1株当たり純資産　（円）	179.59	264.21	288.77	260.28

（注）1．記載金額は千円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は銭未満を四捨五入して表示しております。
2．記載金額頭部の△は損失を示しております。

3．重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	当社の議決権比率	主　要　な　事　業　内　容
スクエアツウ・ジャパン株式会社	千円 10,000	100%	ゴルフ用品の小売り及び卸売り事業
The Golf Exchange, Inc.	US$ 400,000	100% (100%)	ゴルフ用品の小売り及び卸売り事業

（注）議決権比率欄の（　）内は、当社の子会社の占める議決権比率を内数にて表示しております。

４．対処すべき課題

当社グループをとりまく環境は、リユース市場におきましては、リユースへのニーズが底堅いことに加えて、サステナビリティへの取り組みが求められるにつれ、循環経済の一環として参入する企業の増加が続き、市場規模は拡大が続くものと思われます。ゴルフ用品市場におきましては、市場内競争に加えて他レジャー市場との競争が続くものの、コロナ禍ほどではないにしろゴルフ人気は安定して推移し、短期的には市場規模に大きな変化は起こらないものと思われます。

以上のことを踏まえ当社グループにおきましては、引き続き「ＥＣ戦略の強化」と「『ゴルフドゥ！』店舗の収益構造改革」に取り組んでまいります。「ＥＣ戦略の強化」では、新機能の開発に長い時間を費やしておりました「ゴルフドゥ！オンラインショップ」のリニューアルオープンが視界に入ってきており、さらにはリニューアル後も様々な機能を追加してまいります。加えてリアル店舗とＥＣサイトの融合であるオムニチャネル化については、その第一歩として2024年２月に「ゴルフドゥ！公式アプリ」のリリースとポイントプログラムの一新を実施しましたが、引き続き着実に開発を進め、2024年度内の完成を目指してまいります。「『ゴルフドゥ！』店舗の収益構造改革」では、自社運営のゴルフスクール「ゴルフドゥ！ＳＴＵＤＩＯレッスン＆フィッティング」に注力し、サービス面における収益化の完成形として物販とサービスを強固につなげた新たなスタイルの構築を進めてまいります。また、今まで以上に人材育成に力を入れ、接客における感動の提供が決して珍しいものではなくなることを目指してまいります。

事業別の対処すべき課題は次のとおりです。

直営事業におきましては、「ゴルフドゥ！」店舗の客数の増加、買取り強化による品揃えの拡充、商品回転率の向上による粗利益率の向上に努めるとともに、人員不足解消に向けた採用の強化及び離職の抑制にも取り組んでまいります。

フランチャイズ事業におきましては、本部機能の強化とともに同店舗の在庫拡充の支援に努め、加えて加盟店開拓の強化にも取り組んでまいります。

営業販売事業におきましては、卸し先の拡大に努めることに加えて、米国子会社による米国内向け小売りの強化にも取り組んでまいります。

アパレル事業におきましては、「シューラルー」の商品回転率の向上、客単価の向上に加えて人材育成に取り組んでまいります。

５．主要な事業内容（2024年３月31日現在）

事業区分	事業内容
直営事業	ゴルフクラブの小売り及び買取りを行うゴルフリユースショップ「ゴルフドゥ！」の直営店、ＥＣサイト「ゴルフドゥ！オンラインショップ」及び「ゴルフウェアユーズド」並びにＥＣモールに出店する「ゴルフ ドゥ 中古クラブ楽天市場店」及び「メルカリＳｈｏｐｓ ゴルフドゥ！」の運営
フランチャイズ事業	ゴルフクラブの小売り及び買取りを行うゴルフリユースショップ「ゴルフドゥ！」のフランチャイズチェーン本部の運営及び新規フランチャイズ加盟店の開拓
営業販売事業	ゴルフ用品の卸売り及び国内ＥＣモールに出店する「ＧＯＬＦＪ－ＷＩＮＧＳ」の運営
アパレル事業	アパレルの小売りチェーン「シューラルー」のフランチャイズ店運営

６．主要な事業所及び店舗（2024年３月31日現在）

(1) 当社

名称	所在地
本社	埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目３番１号
ゴルフドゥ！水戸店	茨城県水戸市笠原町1194番８
ゴルフドゥ！ＮＥＸＴ宇都宮鶴田店	栃木県宇都宮市鶴田町字鹿沼道北2043番１
ゴルフドゥ！大宮丸ヶ崎店	埼玉県さいたま市見沼区大字丸ヶ崎995番
ゴルフドゥ！新大宮バイパス浦和店	埼玉県さいたま市桜区町谷一丁目21番１号
ゴルフドゥ！ＮＥＸＴさいたま三室店	埼玉県さいたま市緑区三室1215番１
ゴルフドゥ！深谷店	埼玉県深谷市国済寺町26番６
ゴルフドゥ！草加店	埼玉県草加市北谷一丁目27番21号
ゴルフドゥ！ＮＥＸＴ川越店	埼玉県川越市山田1652番１
ゴルフドゥ！ＮＥＸＴグローボ蘇我店	千葉県千葉市中央区川崎町１番34号
ゴルフドゥ！柏店	千葉県柏市若柴２番１号
ゴルフドゥ！成田美郷台店	千葉県成田市美郷台一丁目19番地１
ゴルフドゥ！環七練馬店	東京都練馬区豊玉南二丁目16番３の２
ゴルフドゥ！花小金井店	東京都小平市花小金井三丁目18番２号
ゴルフドゥ！武蔵村山店	東京都武蔵村山市三ツ藤二丁目３番
ゴルフドゥ！多摩ニュータウン店	東京都八王子市松木33番13

名　　称	所　　在　　地
ゴルフドゥ！横浜町田インター店	東京都町田市鶴間一丁目１番地38
ゴルフドゥ！厚木店	神奈川県厚木市林五丁目７番２号
ゴルフドゥ！イオンタウン加古川店	兵庫県加古川市東神吉町出河原862
ゴルフドゥ！福岡有田店	福岡県福岡市早良区有田６丁目26-３
ゴルフドゥ！春日店	福岡県春日市春日４丁目86
ゴルフドゥ！佐賀北店	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬字坪上古川718番１
ゴルフドゥ！熊本南店	熊本県熊本市南区御幸笛田２丁目12番１号
ゴルフドゥ！菊陽バイパス店	熊本県菊池郡菊陽町津久礼158-12
ゴルフドゥ！東大分店	大分県大分市牧３丁目１番１号
シューラルーイオン栃木店	栃木県栃木市箱森町37-９
西日本営業所	兵庫県神戸市北区上津台九丁目３番１
吉野町物流センター	埼玉県さいたま市北区吉野町二丁目174番地14
武蔵浦和物流センター	埼玉県さいたま市南区内谷６丁目394番17外

(2) 子会社

国　内	スクエアツウ・ジャパン株式会社	(埼玉県さいたま市)
海　外	The Golf Exchange, Inc.	(米国カリフォルニア州)

７．使用人の状況（2024年３月31日現在）

(1) 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
直営事業	94（155）名	４名減（12名増）
フランチャイズ事業	４（０）名	増減なし（増減なし）
営業販売事業	14（15）名	２名減（３名増）
アパレル事業	２（３）名	増減なし（増減なし）
全社（共通）	14（３）名	１名増（増減なし）
合計	128（176）名	５名減（15名増）

（注）１．使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（　）に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．管理部門に所属している使用人は事業区分に該当しないため、全社（共通）として記載しております。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
117（171）名	３名減（12名増）	38.4歳	８年１ヶ月

（注）１．使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。）であり、パート及び嘱託社員は（　）に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．平均年齢は小数点第２位以下を切り捨てております。

８．主要な借入先の状況（2024年３月31日現在）

（単位：千円）

借入先	借入額
株式会社埼玉りそな銀行	594,000
株式会社商工組合中央金庫	243,173
株式会社武蔵野銀行	241,655
株式会社足利銀行	203,296
株式会社常陽銀行	66,680
株式会社徳島大正銀行	60,016
株式会社みずほ銀行	50,000
飯能信用金庫	20,000
川口信用金庫	8,840

９．その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ．会社の現況

１．株式の状況　（2024年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　8,800,000株

(2) 発行済株式総数　2,605,642株

(3) 株主数　4,060名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
松田芳久	836,400	33.37
佐藤智之	170,500	6.80
伊東龍也	120,700	4.81
楠木哲也	120,500	4.80
石川清幸	34,000	1.35
若杉精三郎	27,000	1.07
株式会社アクシスパートナーズ	26,600	1.06
フォーク株式会社	26,400	1.05
今井みき	26,000	1.03
和氣由泰	23,700	0.94

（注）１．当社は自己株式を99,200株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

①2021年７月26日開催の取締役会決議による新株予約権

（第８回新株予約権）

●新株予約権の数

400個

●新株予約権の目的となる株式の数

普通株式　　40,000株（新株予約権１個につき100株）

●新株予約権の払込金額

１個当たり　　51,100円（１株当たり511円）

なお、当該払込金額は、割当てを受ける者の当社に対する同額の報酬債権と相殺するものとし金銭の払込みを要しないものとする。

●新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの金額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

●新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

イ．本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ロ．本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ．記載の資本金等増加限度額から、上記イ．に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

●新株予約権を行使することができる期間

2022年４月１日から2031年８月９日（但し、2031年８月９日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）まで

●新株予約権の行使の条件

イ．新株予約権者は、上記の新株予約権を行使することができる期間において、当社取締役（監査等委員ではない。）の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。ただし、任期満了による退任を除き、正当な理由がなく地位を喪失した場合、行使はできないものとする。

ロ．新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

ハ．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

ニ．本新株予約権の一部行使はできない。

ホ．本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

●当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）	400個	40,000株	1名

②2022年５月19日開催の取締役会決議による新株予約権

（第10回新株予約権）

●新株予約権の数

250個

●新株予約権の目的となる株式の数

普通株式　　25,000株（新株予約権１個につき100株）

●新株予約権の払込金額

１個当たり　　36,087円（１株当たり360.87円）

なお、当該払込金額は、割当てを受ける者の当社に対する同額の報酬債権と相殺するものとし金銭の払込みを要しないものとする。

●新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの金額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

●新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

イ．本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ロ．本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ．記載の資本金等増加限度額から、上記イ．に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

●新株予約権を行使することができる期間

2023年４月１日から2032年６月５日（但し、2032年６月５日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）まで

●新株予約権の行使の条件

イ．新株予約権者は、上記の新株予約権を行使することができる期間において、当社取締役（監査等委員ではない。）の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。ただし、任期満了による退任を除き、正当な理由がなく地位を喪失した場合、行使はできないものとする。

ロ．新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

ハ．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

ニ．本新株予約権の一部行使はできない。

ホ．本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

●当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）	250個	25,000株	1名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

３．会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2024年３月31日現在）

地位	氏名	担当又は重要な兼職の状況
代表取締役会長	松田芳久	ｽｸｴｱﾂｳ･ｼﾞｬﾊﾟﾝ株式会社　代表取締役社長
代表取締役社長	佐久間功	ｽｸｴｱﾂｳ･ｼﾞｬﾊﾟﾝ株式会社　取締役 The Golf Exchange, Inc.　取締役
取締役	島田知子	弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所ﾊﾟｰﾄﾅｰ ﾍﾟｰｽ株式会社　社外取締役（監査等委員）
取締役 （常勤監査等委員）	小澤幸乃	
取締役 （監査等委員）	志村孝典	
取締役 （監査等委員）	西野秀明	司法書士まめの木事務所 代表

（注）１．取締役 島田知子氏並びに監査等委員である取締役 志村孝典氏及び西野秀明氏は、社外取締役であります。

２．取締役 島田知子氏並びに監査等委員である取締役 志村孝典氏及び西野秀明氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

３．取締役 島田知子氏及び監査等委員である取締役 西野秀明氏は、以下のとおり、法律に関する相当程度の知見を有しております。

・取締役 島田知子氏は、弁護士の資格を有しております。

・監査等委員である取締役 西野秀明氏は、司法書士の資格を有しております。

４．当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、小澤幸乃氏を2021年10月１日付で常勤の監査等委員として選定しております。

５．2023年６月29日開催の第36期定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である社外取締役 安野憲起氏は任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 島田知子氏並びに監査等委員である取締役 小澤幸乃氏、志村孝典氏及び西野秀明氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役及び監査役並びにそれらの相続人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者は職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意又は重過失に起因する損害賠償請求の場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年３月25日開催の取締役会において、役員の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。

イ．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容は次のとおりです。

A．基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、ＡからＦまで「取締役」という。）の報酬は、金銭報酬と自社株報酬で構成されるものとし、当社の中長期的な成長と企業価値の増大を目指すにあたって、各事業年度における業績の向上を図るうえでインセンティブとして有効に機能し、業績拡大のコミットメントを高めることを目的とする。また、その決定プロセスの妥当性及び客観性を確保するものとし、個々の取締役の報酬は、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本として決定する。金銭報酬については、株主総会で決議がなされた報酬限度額の枠内で、月額固定報酬としての基本報酬及び社外取締役を除く取締役のインセンティブ報酬（賞与）としての業績連動報酬とし、自社株報酬については業績連動型ストックオプション及び株主総会で決議がなされた株式報酬型ストックオプションを基本とする。なお、当社は本決定方針制定時点において、業績連動型ストックオプションを導入していないが、今後、以下の方針を基に、業績連動型ストックオプションの導入の検討を行うものとする。

B．基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、金銭による月額の固定報酬とする。基本報酬の金額は、役位、職責、在任年数、世間水準及び当社業績等を考慮しながら総合的に勘案し、取締役会において決定するものとする。

C．業績連動報酬に係る業績指標の内容及び業績連動報酬の額の算定方式の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬は、事業年度の業績に応じたものとし、基本報酬と合わせて株主総会で決議がなされた報酬限度額の枠内において、定時株主総会後に賞与として金銭で支給する。なお、業績連動報酬は支給率（業績連動係数）が100％のときに基本報酬の15％相当額となり、各事業年度の目標値（業績指標）に対する達成度合い（以下、ａという。）と前年度実績に対する比率（以下、ｂという。）を算出し、それに応じて算定された額を支給するものとする。

業績指標については以下のとおりとする。

ａ：売上高、営業利益、経常利益、当期純利益の単年度目標に対する達成率

ｂ：売上高、営業利益、経常利益、当期純利益の前年度実績に対する比率

ａの目標値は従業員と共通の数値設定とする。その数値は全社一丸で目指す目標として一定の妥当性・納得性を考慮し、公表される業績予想とは異なるものとなる場合がある。なお、経営会議での審議、取締役会での承認のもとに決定することで、その決定プロセスの客観性及び透明性を確保することとする。

支給率の算定にあたっては、事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、以下の手順にて行うものとする。但し、ａの営業利益目標、経常利益目標、当期純利益目標のいずれかがマイナスの場合は、支給はしないものとする。また、ｂの前年度営業利益、前年度経常利益、前年度当期純利益のいずれかがマイナスの場合は、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益を全て、当事業年度実績との対比が可能な直近事業年度の実績に変更し算定に用いる。

Ⅰ　ａ、ｂを業績指標ごとに算出する。

Ⅱ　Ⅰに所定のウエイト率を乗じた数値を合算する。

Ⅲ　Ⅱからａ、ｂそれぞれの業績連動係数を0％～250％の範囲で決定する。

Ⅳ　ａ、ｂのⅢを合算し２で除する。

Ⅴ　基本報酬の15％相当の額にⅣを乗じて算定する。

業績指標

指標	ウエイト率
売上高	40%
営業利益	30%
経常利益	20%
当期純利益	10%

業績連動係数

a 目標達成率	120%以上	115%以上 120%未満	110%以上 115%未満	105%以上 110%未満	100%以上 105%未満	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	90%未満
業績連動係数	250%	225%	200%	150%	100%	75%	50%	0%
b 前年度実績比率	200%以上	180%以上 200%未満	160%以上 180%未満	140%以上 160%未満	120%以上 140%未満	110%以上 120%未満	100%以上 110%未満	100%未満
業績連動係数	250%	225%	200%	150%	100%	75%	50%	0%

D．自社株報酬の内容及び額もしくは数又はその算定方式の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）
自社株報酬は、業績連動型ストックオプション及び株主総会で決議がなされた株式報酬型ストックオプションとする。業績連動型ストックオプションの算定に際しては、役位に応じて設定した付与数につき、あらかじめ定める利益目標の達成で新株予約権を行使できるものとする。株主総会で決議がなされた株式報酬型ストックオプションは、株主総会で決議がなされた範囲内で、前記B．の事項を総合的に勘案した上で付与し、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り新株予約権を行使できるものとする。

E．基本報酬の額又は自社株報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
取締役の種類別の報酬割合については、役位、職責、在任年数、世間水準及び当社の業績状況等を総合的に勘案して設定するものとし、基本報酬と業績連動報酬の比率の目安は、業績連動係数が最も高い場合である250%において10：3.75とする。

F．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法に関する事項
取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を委任する場合は、次の事項に基づくものとする。
a．第三者に委任することとする場合における委任を受ける者の氏名並びに地位及び担当
取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会において、当社代表取締役の決定に一任するものとする。

b．委任権限の内容
代表取締役は、取締役の個人別の報酬の額を決定するにあたり、取締役の職責、経営指標に関する数値目標に対する達成度、非財務的な観点を含む経営目標に対する達成度及び当社の業績状況等を総合的に勘案し、基本報酬の金額を決定するものとする。

c．委任理由
各取締役の担当業務に広く関与でき、当社の業績状況を俯瞰的に判断できる立場にあることから、代表取締役に委任するものとする。

d．権限の適切な行使のための措置の内容
代表取締役は、当該権限が適切に行使されるよう、社外取締役と決定プロセスの確認及び意見交換を行い、かつその意見を踏まえて決定するものとする。

ロ．監査等委員である取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容は次のとおりです。
当社の監査等委員である取締役の報酬は金銭報酬とし、個人別の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。金銭報酬は、株主総会で決議がなされた報酬限度額の枠内で、月額の固定報酬を基本報酬とする。基本報酬の金額は、業務執行に対する監査の実効性確保を最重要視し、独立した立場である監査等委員としての職責、非財務的な観点での経営に対する監督面から総合的に勘案し、監査等委員会において決定するものとする。なお、監査等委員の個別の報酬等の決定は、監査等委員の全員の同意を要するものとする。

②　取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

イ．委任を受けた者の氏名並びに地位及び担当
当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容については、2023年６月29日開催の取締役会において、当社代表取締役会長である松田芳久氏の決定に一任しております。

ロ．委任権限の内容
代表取締役会長は、取締役の個人別の報酬の額を決定するにあたり、取締役の職責、経営指標に関する数値目標に対する達成度、非財務的な観点を含む経営目標に対する達成度及び当社の業績状況等を総合的に勘案し、基本報酬の金額を決定しております。

ハ．委任理由

各取締役の担当業務に広く関与でき、当社の業績状況を俯瞰的に判断できる立場にあることから、代表取締役会長に委任しております。

ニ．権限の適切な行使のための措置の内容

代表取締役会長は、当該権限が適切に行使されるよう、社外取締役と決定プロセスの確認及び意見交換を行い、かつその意見を踏まえ決定しております。

以上のことから、取締役会は代表取締役会長による取締役の個人別の報酬等の内容は、決定に関する方針に沿うものであると判断しております。

③　当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	42,000 (1,800)	42,000 (1,800)	－ (－)	－ (－)	3 (1)
取締役 （監査等委員） （うち社外取締役）	6,000 (2,400)	6,000 (2,400)	－ (－)	－ (－)	4 (3)
合計 （うち社外取締役）	48,000 (4,200)	48,000 (4,200)	－ (－)	－ (－)	7 (4)

（注）１．2022年６月25日開催の第35期定時株主総会において決議された、取締役（監査等委員であるものを除く。）の役員報酬額（基本報酬）は年額３億円以内（うち社外取締役年額2,000万円以内）です（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、３名（うち社外取締役１名）です。なお、定款が定める取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は６名以内です。

２．2015年６月26日開催の第28期定時株主総会において決議された、監査等委員である取締役の役員報酬額（基本報酬）は年額2,000万円以内です。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、３名（うち社外取締役２名）です。なお、定款が定める監査等委員である取締役の員数は３名以上です。

３．2022年６月25日開催の第35期定時株主総会において決議された株式報酬額は、基本報酬額とは別枠で、取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。）に対する報酬等として年額１億5,000万円の範囲内で株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てるものです。また、新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り新株予約権を行使できるものとする等、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める旨のご承認をいただいております。当該株主総会終結時点の対象となる取締役の員数は、２名です。

４．当社は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む。）に対して、賞与は支給しておりません。

５．当社役員には、連結報酬等（連結子会社の役員としての報酬等を含む。）の総額が１億円以上である者はおりません。

６．報酬等の総額及び対象となる役員の員数には、2023年６月29日開催の第36期定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である社外取締役１名が含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役 島田知子氏は、弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所のパートナー及びベース株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。各兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

・社外取締役（監査等委員） 西野秀明氏は、司法書士まめの木事務所代表であります。兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 島 田 知 子	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会における妥当性・適正性の確保、コンプライアンス及びリスク管理に関する的確な助言・提言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 志 村 孝 典	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また、監査等委員会14回のうち12回に出席いたしました。当社における長年の社外監査役及び監査等委員である社外取締役としての見地から意見を述べるなど、取締役会における妥当性・適正性の確保、業務執行に対する監督、的確な提言を行っております。また、監査等委員会において、監査機能に関する発言を適宜行っております。
社外取締役（監査等委員） 西 野 秀 明	2023年６月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査等委員会11回の全てに出席いたしました。司法書士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会における妥当性・適正性の確保、業務執行に対する監督、的確な提言を行っております。また、監査等委員会において、コンプライアンスに関する発言を適宜行っております。

４．会計監査人の状況

(1) 名　　称　　監査法人和宏事務所

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	19,500千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,500千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員が解任した旨と解任の理由を報告します。

なお、当社の監査等委員会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、不再任が妥当と判断した場合は、会計監査人の不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人和宏事務所は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

５．業務の適正を確保するための体制

内部統制システム構築の基本方針

（2023年５月12日改定）

(1) 当社並びに当グループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社並びに当グループ各社は取締役及び使用人が、公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼されるコンプライアンス体制を維持し確立できるように会社理念、行動規範及び心得を定め、遵守させる。

② 法令及び定款の遵守体制を確実にするために、グループ各社にリスク管理委員会を置き、取締役及び使用人のコンプライアンス意識の定着と運用の徹底を図るため、社内研修等必要な活動を推進する。

③ 当社並びに当グループ各社の使用人は、法令及び就業規則のほか諸規程に基づき、法令遵守・企業倫理に則った行動のもと業務の執行に当たり、各部門は職制を通じて業務執行の徹底と監督を行うものとする。

④ 当社は内部監査室を置き、グループ各社のコンプライアンス体制の整備・維持を図るものとする。また、内部監査部門として、「内部監査規程」並びに「個人情報保護基本規程」に基づき各部門の業務監査・制度並びに実態の監査を実施し、不正の発見、防止及び改善を図るとともに、その結果を定期的に取締役会に報告する。

⑤ 当社並びに当グループ各社は違法行為等によるコンプライアンス・リスクの最小化を図るために、内部通報制度等の整備・構築として「ヘルプラインに関する規程」を設ける。

⑥ 当社並びに当グループ各社の取締役会は、「取締役会規程」等の付議事項に関する関係規程を整備し、当該関係規程に基づき、当社の業務執行を決定する。

⑦ 当社は監査等委員会設置会社である。各監査等委員は監査等委員会が定めた「監査等委員会規程」及び「監査等委員会監査等基準」等に基づき、法令及び定款の遵守体制に問題があると認められた場合は、改善策を講ずることを取締役会に求める。

(2) 当社並びに当グループ各社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 当社並びに当グループ各社は取締役の職務執行に関する情報を文書又は電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」に従い、適切に保存及び管理する。

② 当社内部監査室は、取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理について監査を行う。

(3) 当社並びに当グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社並びに当グループ各社の取締役会は事業継続性確保のためリスク管理体制を適宜見直し、問題点の把握と改善に努める。

② 全社的リスク管理の主管部門である当社経営管理本部は、グループ各社並びに各部門のリスク管理体制の整備を支援するとともに、全社的なリスクの把握及び取組み状況を点検し、グループ全体のリスク管理に関わる規則・規程・マニュアル等の策定に当たり、リスク管理の状況を点検し、改善を推進する。

③ 事業活動に伴う各種のリスクに対しては、それぞれのリスク管理を主管する部門が対応する。事業に重大な影響を及ぼす故障、情報漏洩、信用失墜、災害等の危機に対しては、緊急時の対策等に関連する規程・マニュアル等に定めるものとし、リスクが発生した場合には、これに基づき対応する。

④ 当社内部監査室は、リスク管理体制について内部監査を行う。

(4) 当社並びに当グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社並びに当グループ各社の取締役会は、取締役会規程に従い、毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時に開催して、法令又は定款で定められた事項及び経営方針その他経営に関する重要事項を決定する。

② 取締役会の決議により、業務執行を担当する担当役員を選任する。担当役員は、取締役会で決定した会社の方針及び代表取締役の指示の下に、業務を執行する。

③ 業務の執行については、必要な職務の範囲と責任を「組織規程」「業務分掌規程」に定め、決裁の権限を「取締役会規程」及び「決裁権限明細表」に定める。

(5) 財務報告に係る適正性を確保するための体制

当社は業務の適正を確保するための体制、その他法令等に定める情報開示について適切な開示が行われるための体制を整備する。

(6) 当社並びに当グループ各社における業務の適正を確保するための体制

① 当社はグループ各社の運営面で、全てのステークホルダーに対し、説明責任を負う。

② グループ各社における管理部署を定め、グループ各社の管理規程に基づき管理を行う。

③ グループ各社のリスク管理委員会は、リスク管理体制を構築し、運用する。

④ 当社内部監査室は、グループ内取引の公正性を保持するため、必要に応じて監査を行う。

(7) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の意見を十分に考慮した上で、監査等委員会の職務を補助する使用人を設置する。

(8) 前項の使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

前項の監査職務を補助する使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事に係る事項の決定には事前に監査等委員会の同意を得ることとする。

(9) 当社の監査等委員会の当基本方針第７項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令に従わなければならないこととする。

(10) その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制

① 当社並びに当グループ各社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制

取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて業務及び内部統制の状況等の報告を行い、当社内部監査室は、実施した監査の結果等を報告する。

② 当社並びに当グループ各社の取締役、従業員等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

取締役、従業員及び使用人は、法令、定款に違反する恐れのある場合、あるいは会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、当該事項に関する事項を速やかに監査等委員会に報告する。

(11) 前項の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ報告を行った取締役、従業員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社並びに当グループ各社の取締役及び従業員に周知徹底する。

(12) 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(13) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査等委員会は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ適宜会合をもち、意見交換を行う。

② 監査等委員会は、当社内部監査室と十分な連携を図ることで、監査が実効的に行われることを確保する。

③ 監査等委員は、必要に応じて重要な会議へ出席し、必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べること、及び重要情報を入手できることを保証する。

(14) 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

① グループ各社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、毅然とした態度で臨むものとし、断固たる姿勢で反社会的勢力との関係遮断に取り組む。

② グループ各社の従業員ハンドブックの行動規範・指針の中に「反社会的勢力とは一切の関係を遮断する」ことを明記し、社会の秩序や市民の安全に脅威を与えるような勢力との関係は理由の如何を問わずこれを排除する。

③ 日常における取引の中に、反社会的勢力の関係者又は関連団体がもぐりこむことのないよう、取引先について信頼すべき調査機関によりこれを十分調査する。

④ 反社会的勢力に関する情報収集を怠らず、警察当局、顧問弁護士等、外部専門機関との緊密な連携を図る。また、こうした勢力と対峙した場合についての教育・啓蒙を継続的に行う。

(15) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するため、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、当グループ各社の内部統制システムの整備及び運用状況を内部監査部門が確認調査しております。確認調査の結果、判明した問題点につきましては、是正処置を行い適切な内部統制システムの運用に努めております。

コンプライアンスにおいては、会社理念、経営方針、行動規範・指針の認識統一を図っております。なお、法令違反や不正行為の未然防止、早期発見を図るため、社外取締役、監査等委員である社外取締役及び経営管理本部長を窓口とした内部通報制度「ヘルプライン」を整備しております。

6．会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2024年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**2,567,667**	**流動負債**	**1,669,426**
現金及び預金	671,090	買掛金	438,493
売掛金	305,048	短期借入金	670,000
商品	1,519,392	1年内返済予定の長期借入金	211,188
短期貸付金	3,600	未払法人税等	1,138
未収還付法人税等	16,031	賞与引当金	20,614
その他	56,419	ポイント引当金	34,150
貸倒引当金	△ 3,914	株主優待引当金	15,356
固定資産	**805,594**	その他	278,484
有形固定資産	**302,878**	**固定負債**	**902,164**
建物及び構築物	249,737	長期借入金	606,472
工具器具備品	42,014	退職給付に係る負債	166,905
その他	11,127	資産除去債務	86,986
無形固定資産	**216,277**	その他	41,800
ソフトウェア	117,612	**負債合計**	**2,571,591**
ソフトウェア仮勘定	87,494	純資産の部	
のれん	8,762	**株主資本**	663,530
その他	2,408	資本金	515,838
投資その他の資産	**286,437**	資本剰余金	169,240
投資有価証券	40,704	利益剰余金	76,659
長期貸付金	34,283	自己株式	△ 98,208
敷金及び保証金	172,350	**その他の包括利益累計額**	**108,678**
繰延税金資産	46,594	その他有価証券評価差額金	18,476
その他	28,956	為替換算調整勘定	90,201
貸倒引当金	△ 36,451	**新株予約権**	**29,461**
		純資産合計	**801,670**
資産合計	**3,373,261**	**負債・純資産合計**	**3,373,261**

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

連結損益計算書

（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**5,773,318**
売上原価		**3,604,024**
売上総利益		**2,169,294**
販売費及び一般管理費		2,170,578
営業損失		**1,283**
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,032	
受取手数料	5,910	
助成金収入	1,506	
その他	4,208	13,657
営業外費用		
支払利息	10,929	
貸倒引当金繰入額	37,455	
為替差損	196	
その他	1,335	49,916
経常損失		**37,543**
特別損失		
固定資産除却損	1,518	1,518
税金等調整前当期純損失		**39,061**
法人税、住民税及び事業税	9,524	
法人税等調整額	2,568	12,093
当期純損失		**51,155**
親会社株主に帰属する当期純損失		**51,155**

（記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。）

連結株主資本等変動計算書

（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	515,838	169,240	152,879	△ 98,208	739,750
当期変動額					
剰余金の配当			△ 25,064		△ 25,064
親会社株主に帰属する当期純損失			△ 51,155		△ 51,155
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	△ 76,219	－	△ 76,219
当期末残高	515,838	169,240	76,659	△ 98,208	663,530

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	4,619	69,907	74,526	29,977	844,254
当期変動額					
剰余金の配当					△ 25,064
親会社株主に帰属する当期純損失					△ 51,155
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	13,856	20,294	34,151	△ 515	33,635
当期変動額合計	13,856	20,294	34,151	△ 515	△ 42,583
当期末残高	18,476	90,201	108,678	29,461	801,670

（記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。）

貸 借 対 照 表

（2024年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**2,075,519**	**流動負債**	**1,478,878**
現金及び預金	433,931	買掛金	297,823
売掛金	214,017	短期借入金	670,000
商品	1,329,660	１年内返済予定の長期借入金	206,417
未収還付法人税等	15,650	賞与引当金	17,149
その他	85,860	ポイント引当金	33,954
貸倒引当金	△3,600	株主優待引当金	15,356
固定資産	**961,786**	その他	238,177
有形固定資産	**288,725**	**固定負債**	**876,594**
建物	221,835	長期借入金	583,721
その他	66,890	退職給付引当金	165,457
無形固定資産	**216,277**	資産除去債務	84,616
ソフトウェア	117,612	その他	42,800
ソフトウェア仮勘定	87,494	**負債合計**	**2,355,473**
のれん	8,762	純資産の部	
その他	2,408	**株主資本**	**652,371**
投資その他の資産	**456,783**	**資本金**	**515,838**
関係会社株式	214,856	**資本剰余金**	**169,240**
長期貸付金	34,283	資本準備金	9,717
敷金及び保証金	169,533	その他資本剰余金	159,523
繰延税金資産	45,604	**利益剰余金**	**65,500**
その他	26,788	利益準備金	3,759
貸倒引当金	△ 34,283	その他利益剰余金	61,740
		繰越利益剰余金	61,740
		自己株式	**△ 98,208**
		新株予約権	**29,461**
		純資産合計	**681,833**
資産合計	**3,037,306**	**負債・純資産合計**	**3,037,306**

（記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。）

損　益　計　算　書

（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

（単位：千円）

売上高		**4,790,861**
売上原価		**2,837,956**
売上総利益		**1,952,904**
販売費及び一般管理費		1,986,921
営業損失		**34,017**
営業外収益		
受取利息及び配当金	566	
受取手数料	41,129	
為替差益	335	
助成金収入	1,426	
その他	3,881	47,340
営業外費用		
支払利息	10,628	
貸倒引当金繰入額	37,455	
その他	1,335	49,418
経常損失		**36,095**
特別損失		
固定資産除却損	1,518	1,518
税引前当期純損失		**37,613**
法人税、住民税及び事業税	6,202	
法人税等調整額	2,529	8,732
当期純損失		**46,345**

（記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。）

株主資本等変動計算書

（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	515,838	9,717	159,523	169,240	1,253	135,657	136,910
当期変動額							
剰余金の配当						△ 25,064	△ 25,064
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立					2,506	△ 2,506	－
当期純損失						△ 46,345	△ 46,345
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	－	2,506	△ 73,916	△ 71,410
当期末残高	515,838	9,717	159,523	169,240	3,759	61,740	65,500

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△ 98,208	723,781	29,977	753,759
当期変動額				
剰余金の配当		△ 25,064		△ 25,064
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立		－		－
当期純損失		△ 46,345		△ 46,345
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		－	△ 515	△ 515
当期変動額合計	－	△ 71,410	△ 515	△ 71,925
当期末残高	△ 98,208	652,371	29,461	681,833

（記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。）

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年５月15日

株式会社　ゴルフ・ドゥ

取締役会　御中

監査法人和宏事務所
東京都千代田区

代表社員
業務執行社員　公認会計士　大塚尚吾

業務執行社員　公認会計士　小澤公一

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ゴルフ・ドゥの2023年４月１日から2024年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゴルフ・ドゥ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う 。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年５月15日

株式会社　ゴルフ・ドゥ

取締役会　御中

監 査 法 人 和 宏 事 務 所
東京都千代田区

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　大 塚 尚 吾

業務執行社員　公認会計士　小 澤 公 一

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ゴルフ・ドゥの2023年４月１日から2024年３月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う 。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2023年４月１日から2024年３月31日までの第37期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①　監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年５月20日

株式会社ゴルフ・ドゥ　監査等委員会

常勤監査等委員　小　澤　幸　乃　㊞

監 査 等 委 員　志　村　孝　典　㊞

監 査 等 委 員　西　野　秀　明　㊞

（注）監査等委員 志村孝典及び西野秀明は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと位置付けております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
　　金銭といたします。
(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金５円　　総額12,532,210円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　　2024年６月28日

第２号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）３名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）全員（３名）は本総会終結の時をもちまして任期満了となります。つきましては、取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しまして、監査等委員会からは、特段の意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	まつだ　よしひさ 松田　芳久 （1958年８月21日生）	1986年11月　有限会社ボックスグループ 代表取締役 1987年９月　有限会社プラスワン代表取締役 1989年２月　有限会社ボックスグループを 株式会社へ改組、 代表取締役 1996年９月　スタアダイレクト株式会社取締役 2000年４月　有限会社プラスワンを 株式会社ゴルフ・ドゥへ改組、 代表取締役 2005年４月　当社取締役会長 2010年５月　スクエアツウ・ジャパン株式会社 取締役 2015年10月　株式会社サワン代表取締役 2021年４月　当社代表取締役会長（現任） スクエアツウ・ジャパン株式会社 代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） スクエアツウ・ジャパン株式会社代表取締役社長	836,400株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社設立以来の豊富な業務経験と経営全般に関する知識を有するとともに、当社取締役として強いリーダーシップを発揮し、長年にわたり当社の成長に貢献してまいりました。その実績と経験から、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	さくま　いさお 佐久間　功 （1974年12月16日生）	2000年６月　株式会社アサヒトレーディング入社 2002年６月　当社入社 2007年２月　当社直営事業本部長 2013年４月　当社執行役員 2016年６月　当社取締役 スクエアツウ・ジャパン株式会社 取締役（現任） 2021年４月　当社代表取締役社長（現任） The Golf Exchange, Inc. 取締役（現任） （重要な兼職の状況） スクエアツウ・ジャパン株式会社取締役 The Golf Exchange, Inc. 取締役	13,000株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、営業活動に関する豊富な経験と幅広い知識を有し、長年にわたり直営事業において当社の成長に貢献するとともに、第35期からは代表取締役社長として当社を牽引してまいりました。その実績と経験から、引き続き取締役候補者といたしました。		
3	しまだ　ちこ 島田　知子 （1974年８月24日生）	2000年10月　弁護士登録（東京弁護士会） 森綜合法律事務所 （現森・濱田松本法律事務所）入所 2007年１月　内閣官房司法制度改革推進室任官 2009年９月　弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所入所 2010年１月　同事務所パートナー（現任） 2022年３月　ベース株式会社社外取締役 ［監査等委員］（現任） 2022年６月　当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所パートナー ベース株式会社社外取締役［監査等委員］	－
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は弁護士資格を有し、特にコンプライアンス・リスク管理の高度な専門知識と幅広い知見を有しており、当該知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくこと、及び、客観的・中立的立場で当社の経営に関する決定について関与いただくことを期待したためであります。 なお、同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		

（注）１．各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
２．島田知子氏は社外取締役候補者であり、現在、当社の社外取締役でありますが、同氏の在任期間は本総会終結の時をもって２年であります。また、当社は、同氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
３．候補者である松田芳久氏は、2021年７月26日開催の取締役会決議による新株予約権（第８回新株予約権）及び2022年５月19日開催の取締役会決議による新株予約権（第10回新株予約権）を保有しており、合計で650個（65,000株）保有しております。本新株予約権につきましては、本第37期定時株主総会招集ご通知の事業報告　Ⅱ．会社の現況　２．新株予約権等の状況をご参照ください。
４．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害が当該保険契約によって填補されることとなります（ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求の場合を除く。）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
５．当社は、島田知子氏と、会社法第423条第１項の賠償責任について、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合は、同氏と当該契約を継続する予定であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場：埼玉県さいたま市中央区新都心三丁目２番
ザ マーク グランド ホテル（旧ラフレさいたま）
４Ｆ　ＴＨＥ ＭＡＲＫ ＲＯＯＭ（ザ・マークルーム）
ＴＥＬ：０４８－６０１－１１１１（代表）



ＪＲ京浜東北線・宇都宮線・高崎線「さいたま新都心駅」下車　徒歩約10分
ＪＲ埼京線「北与野駅」下車　徒歩約15分
ＪＲ東日本の各新幹線をご利用の方は「大宮駅」でお乗り換えください。

本総会は、ご出席いただいた株主様への「お土産」はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。